三　対象事業が実施されるべき区域
（公有水面の埋立て）
那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）
那覇市字大嶺、那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
那覇市、豊見城市及び糸満市
五　方法書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号
内閣府　沖縄総合事務局　開発建設部　那覇空港プロジェクト室（空港整備課）
大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
国土交通省　大阪航空局　空港部　空港企画調整課
沖縄県那覇市泉崎一丁目二番一号
沖縄県　行政情報センター
沖縄県沖縄市美原二丁目六番三十四号
沖縄県　中部土木事務所　庶務班
沖縄県名護市大南二丁目十三番十一号
沖縄県　北部土木事務所　庶務班
沖縄県宮古島市平良字西里千百二十五番地
沖縄県　宮古土木事務所　総務用地班
沖縄県石垣市字真栄里四百三十八番地一
沖縄県　八重山土木事務所　総務用地班
沖縄県那覇市上之屋二丁目二番一号
那覇市　企画財務部　企画調整課
沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地
糸満市　企画開発部　秘書企画課
沖縄県豊見城市字翁長八百五十四番地一
豊見城市　企画部　企画調整課
縦覧期間
平成二十二年八月二日から同年九月一日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）
九時〇〇分から十七時〇〇分まで
六　意見書の提出
法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。
七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限　平成二十二年九月十五日まで
提出先
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号　那覇第二地方合同庁舎二号館
内閣府　沖縄総合事務局　開発建設部　那覇空港プロジェクト室（空港整備課）
大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
国土交通省　大阪航空局　空港部　空港企画調整課
意見書の提出に必要な事項
意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である方法書の名称
三　方法書についての環境の保全の見地からの意見
意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第97回保健師国家試験を次のとおり施行する。

平成22年８月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

1　試験期日　平成23年２月18日（金曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　地域看護学、疫学・保健統計及び保健福祉行政論

4　受験資格　看護師国家試験に合格した者、保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者又は同法第53条第１項に規定する者であって、かつ、次のいずれかに該当するもの

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（平成23年３月18日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成23年３月18日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　外国の保健師学校を卒業し、又は外国において保健師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第１号に該当する者

⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第19条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の受験資格の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類

㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書

②　看護師免許証の写し（地方厚生局若しくは地方厚生支局又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）又は３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）、又は、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）又は卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）

この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成23年３月７日（月曜日）午後５時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成23年３月７日（月曜日）までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、平成23年３月18日（金曜日）午後５時までに看修業証明書又は看卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。